

公布した規則一覧

令和5年

公布 番号	規則名
94	杉並区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則
95	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
96	杉並区立芸術会館条例施行規則の一部を改正する規則
97	杉並区立勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則
98	杉並区組織規則の一部を改正する規則
99	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第94号

杉並区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立区民会館条例施行規則（昭和32年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 杉並区立久我山会館の部ホールの項、杉並区立方南会館の部ホールの項及び杉並区立浜田山会館の部ホールの項中「の属する月の8月前の月の15日」を「（3日（区長が特に必要があると認めたときは、5日）を限度として、連続して利用しようとする場合にあっては、使用日の初日。以下この項において同じ。）の属する月の8月前の月の15日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月15日から施行する。

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第95号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）杉並区立久我山会館の部ホールの項、杉並区立方南会館の部ホールの項及び杉並区立浜田山会館の部ホールの項中「の属する月の8月前」を「（3日（区長が特に必要があると認めるときは、5日）を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の8月前」に、「の属する月の7月前の月の1日」を「（3日（区長が特に必要があると認めるときは、5日）を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の7月前の月の10日」を「（3日（区長が特に必要があると認めるときは、5日）を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の7月前の月の10日」に改め、同表（5）杉並区立勤労福祉会館の部ホールの項中「の属する月の7月前の月の1日」を「（3日（区長（杉並区立勤労福祉会館条例（昭和59年杉並区条例第38号）第14条の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合にあっては、指定管理者。以下この項において同じ。）が特に必要があると認めるときは、5日）を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の7月前の月の10日」を「（3日（区長が特に必要があると認めるときは、5日）を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の7月前の月の10日」に改め、同表（7）杉並区立杉並芸術会館の部中「の属する月の8月前」を「（5日を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の8月前」に、「の属する月の7月前の月の1日」を「（5日を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の7月前の

月の1日」に、「の属する月の7月前の月の10日」を「（5日を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用日の初日）の属する月の7月前の月の10日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月15日から施行する。

杉並区立杉並芸術会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第96号

杉並区立杉並芸術会館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並芸術会館条例施行規則（平成17年杉並区規則第129号）の一部を次のように改正する。

第7条中「利用」の次に「しようとして利用を申請し、又は抽選申込みを」を、「期間は、」の次に「別表第2に定める利用の申請期間内に」を、「けいこ場3」の次に「の利用を申請する場合」を、「30日、」の次に「別表第1に定める抽選申込期間内に」を、「阿波踊りホール」の次に「の抽選申込みをする場合」を加え、「3日」を「5日」に改める。

別表第1中「の属する月の8月前の月の15日」を「（区民ホール又は阿波踊りホールを連続して利用しようとする場合にあっては、利用しようとする日の初日とする。以下この表において同じ。）の属する月の8月前の月の15日」に改める。

別表第2小劇場の項及びけいこ場1 けいこ場2 けいこ場3の項中「この表」を「この項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年10月15日から施行する。

杉並区立勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第97号

杉並区立勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立勤労福祉会館条例施行規則（昭和59年杉並区規則第95号）の一部を次のように改正する。

第15条中「並びに」を「、別表第1ホールの項並びに」に改める。

別表第1ホールの項中「の属する月の7月前の月の1日」を「（3日（区長が特に必要があると認めたときは、5日）を限度として、連続して利用しようとする場合にあっては、使用日の初日。以下この項において同じ。）の属する月の7月前の月の1日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月15日から施行する。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月20日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第98号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項子ども家庭部の部保育課の項中 「管理係  
天沼保育園施設担当係長」 を「管

理係」に改める。

第15条保育課の部天沼保育園施設担当係長の項を削る。

別表第3子ども家庭部の部1の項中

杉並区立天沼保育園	杉並区天沼二丁目4 2番9号	を
-----------	-------------------	---

削る。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月20日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第99号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則  
杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則（昭和38年杉並区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立天沼保育園の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。